横須賀市・三浦市消防救急デジタル無線
活動波無線設備
（消防団車両用デジタル車載受令機）

仕　様　書

平成２６年

横須賀市消防局

第一章　総　則

第１条　適用

本特記仕様書（以下「仕様書」という）は、消防救急無線のデジタル化整備に伴い横須賀市消防局及び三浦市消防本部が整備する消防救急デジタル無線消防団車両用デジタル車載型受令機（以下「受令機」という）の仕様について必要な事項を定めるものとする。

第２条　概要

横須賀市及び三浦市の消防団車両が運用する受令機の納入を行うものである。

第３条　購入品目及び数量

購入品目及び数量は、以下のとおりとする。

	品　目	単位	数量	備考
1	消防救急デジタル無線用受令機 （車載型） （詳細は第二章 機器仕様その他の仕様 による）	式	67	

第４条　納入場所

別紙２のとおり

第５条　履行期限

契約締結の翌日から平成 27 年　3 月　13 日まで

第６条　契約の範囲

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の納入・取付け・総合調整・既設アナログ受令機の撤去、処分までとする。

第７条　提出図書

原則として、日本語で記載した次の図書を提出するものとする。

1. 承諾図（機器仕様等）・・・契約後速やかに　１部
2. 納入品一覧表
3. 取扱説明書

第８条　特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者にあるものとする。

第９条　仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備するべきものについては、受注者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によってはならない。

協議の議事録等はその都度１部提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

第二章　　機器その他の仕様

第１０条　消防救急デジタル無線用受令機（車載型）

(1) 受信周波数　　消防救急デジタル無線　260MHz 帯、270MHz 帯
（消防救急デジタル無線共通仕様書第一版準拠）

(2) 実装周波数　　別途指定する周波数を実装できること。

(3) 変調方式　　π/4 シフト QPSK

(4) アクセス方式　　SCPC 方式

(5) 音声出力　　1W 以上

(6) 使用温度範囲　　-10℃～+50℃

(7) 外形寸法　　車両1DINスペースに収容できるもの。また、収容した状態で操作面が周囲より 30mm（突起物を除く）以上突出しないこと。
なお、本体と表示部及び操作部を別に設置する機能を選択でき、同等のスペースに表示部及び操作部のみを設置することで代用できるものとする。ただし、別途費用が発生しないこと。

(8) 重量　　1.6kg 以下

(9) 電源電圧　　DC12V 車と DC24V 車に対応できるもの。

(10) その他
①　チャネル数は、36CH 以上を実装可能であること。
②　スキャン機能を有し、常送方式の空線信号に対応すること。
③　起動時のパスワード制限機能有無を設定できること。
④　本体は１ＤＩＮスペースに設置した状態で車室側に操作面及び表示面があること。
⑤　表示部は、選択したチャネルなどを文字により表示できること。
⑥　内蔵スピーカから受信音声を出力できること。また、車内スピーカを接続時も同様に出力できること。
⑦　半固定利用も想定し、AC100V から電源供給できるアダプターを本体に直接装着できること。

第１１条　補償

受注者は、納品日から１年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合は、無償にて修理または交換を行うこと。

第１２条　機器構成

機器構成については、別紙１のとおり。

第１３条　整備仕様

(1)　取付調整

① 受令機を取付ける具体的な配置や設置方法は、個別の車両ごとに既設受令機の配置状況等を確認の上、発注者の指示のもと決定することとする。

② 既設受令機が埋め込み設置している場合で、既設受令機と寸法が異なる受令機を納入する場合、または既設受令機とは別の箇所に設置する場合は、既設受令機設置箇所パネル開口部寸法の調整、埋め戻しを行うこと。

③ 車内スピーカは、後部座席上部付近とする。

④ 受令機の配線は、車両内のインストルメントパネル等裏側あるいは内張等に入れ、消防活動上及び車両運用上支障のないように行い、貫通部分及び配線止めには緩衝物を用い、磨耗損傷を防止すること。

⑤ 受令機用の空中線取付箇所の貫通部分から雨露の侵入がないようにすること。

⑥ 配線の端末は余長をとり、配線名をタグ等で表示すること。

⑦ 車両からの電源配線は、車両エンジンキーの ACC に連動して受令機が起動できるように配線する。また、キースイッチにより電源を任意に遮断できるよう配線すること。なお、調達するキースイッチは別途指定する。

⑧ ダッシュボード等に付属品等を設置する場合は、フロントウィンドウへの映り込みに配慮したものとすること。

⑨ 車外に露出して配線する場合は、耐候性を有する結束バンド等を使用して配線を固定すること。

⑩ 既設アナログ受令機は、本契約による受令機一式を設置時に撤去し、引き取り適正に処分すること。

⑪ 横須賀市消防局配置品は予備機用として設置する。

(2) 取付調整業時間等

① 取付調整作業時間は、原則８時３０分から１７時１５分までとするが車両の特性上時間内に取付調整が完了しない場合は、別途協議による。

② ①により作業を中断する場合は、緊急車両として運用可能な状況を確保すること。

③ 消防車両への据え付けに際しては、消防業務の妨げとならないよう発注者との十分なスケジュール調整を行った上で実施すること。

(3) 取付部完成確認

取付調整による車載型受令機の完成確認は、手直し等納品日に余裕をもって実施すること。

以上

別紙１

機器構成一覧

項番	名称	仕様	数量
1	受令機本体		67 台（予備機１台を含む）
2	車載用アンテナ	参考品：日本ｱﾝﾃﾅ　HGW-260NRS-09	66 本
3	アンテナ基台	参考品：日本ｱﾝﾃﾅ　WH-BAN-MJ	66 個
4	車内スピーカ	通信用スピーカ　８Ω、6W 参考品：第一電波工業 P1010	66 個
5	電源配線	ヒューズ付き　接続金具含む	66 式
6	取付金具	受令機本体取付用	66 個
7	無線配線	5D-2V　接続金具含む	66 式
8	音声配線	車内スピーカ用	66 式
9	キースイッチ	別途指定する	66 個
10	AC アダプタ	予備機用のみ	1 個
11	予備機用ｱﾝﾃﾅ一式	参考品：日本ｱﾝﾃﾅ MG-260B-09 （無線配線接続端子を含む）	1 式

①　上記機器構成品の同等以上品も可とする。ただし、変更する場合は発注者にカタログ等で資料を提出し承認を得ること。

②　項番２については、車両の仕様によりルーフまたはガータ取付けを選択する。

③　項番 10、11 については、横須賀市消防局に配置する予備機用とする。

既設受令機設置位置例

（富士通ゼネラル：ＣＲ－５２７）

・オーバヘッド取付け

・１ＤＩＮスペース取付け

・ダッシュボード上取付け

別紙２

納入先一覧

	名称	所在地
1	横須賀市消防局	横須賀市小川町 11 番地
2	横須賀市消防団　下町地区第１分団	横須賀市小川町 3 番地
3	横須賀市消防団　下町地区第２分団	横須賀市安浦町 2 丁目 7 番地
4	横須賀市消防団　下町地区第３分団	横須賀市三春町 4 丁目 28 番地
5	横須賀市消防団　下町地区第４分団	横須賀市西逸見町 1 丁目 11 番地
6	横須賀市消防団　下町地区第５分団	横須賀市吉倉町 1 丁目 105 番地
7	横須賀市消防団　北郷地区第６分団	横須賀市長浦町 2 丁目 45 番地
8	横須賀市消防団　北郷地区第７分団	横須賀市田浦町 2 丁目 1 番地
9	横須賀市消防団　北郷地区第８分団	横須賀市船越町 1 丁目 18 番地
10	横須賀市消防団　北郷地区第９分団	横須賀市湘南鷹取 1 丁目 31 番地 1 号
11	横須賀市消防団　北郷地区第 10 分団	横須賀市浦郷町 2 丁目 66 番地
12	横須賀市消防団　上町地区第 11 分団	横須賀市池上 5 丁目 8 番 16 号
13	横須賀市消防団　上町地区第 12 分団	横須賀市上町 2 丁目 36 番地
14	横須賀市消防団　上町地区第 13 分団	横須賀市富士見町 3 丁目 78 番地
15	横須賀市消防団　上町地区第 14 分団	横須賀市小矢部 2 丁目 8 番 26 号
16	横須賀市消防団　浦賀地区第 15 分団	横須賀市西浦賀 1 丁目 18 番 1 号
17	横須賀市消防団　浦賀地区第 16 分団	横須賀市鴨居 3 丁目無番地
18	横須賀市消防団　浦賀地区第 17 分団	横須賀市走水 2 丁目無番地
19	横須賀市消防団　北下浦地区第 18 分団	横須賀市野比 2 丁目 9 番 3 号
20	横須賀市消防団　北下浦地区第 19 分団 1 班	横須賀市長沢 1 丁目 3 番 22 号
21	横須賀市消防団　北下浦地区第 19 分団 2 班	横須賀市長沢 6 丁目 29 番 21 号
22	横須賀市消防団　北下浦地区第 20 分団 1 班	横須賀市津久井 1 丁目 8 番 18 号
23	横須賀市消防団　北下浦地区第 20 分団 2 班	横須賀市津久井 3 丁目 15 番 50 号
24	横須賀市消防団　武山地区第 21 分団	横須賀市武 2 丁目 12 番 16 号
25	横須賀市消防団　武山地区第 22 分団	横須賀市林 1 丁目 16 番 16 号
26	横須賀市消防団　武山地区第 23 分団	横須賀市須軽谷 1229 番地
27	横須賀市消防団　武山地区第 24 分団	横須賀市林 5 丁目 1 番 19 号
28	横須賀市消防団　武山地区第 25 分団	横須賀市太田和 4 丁目 2559 番地
29	横須賀市消防団　大楠地区第 26 分団	横須賀市秋谷 5696 番地
30	横須賀市消防団　大楠地区第 27 分団	横須賀市秋谷 1 丁目 11 番 13 号
31	横須賀市消防団　大楠地区第 28 分団	横須賀市芦名 2 丁目 14 番 9 号
32	横須賀市消防団　大楠地区第 29 分団	横須賀市佐島 3 丁目 5 番 3 号

33	横須賀市消防団　大楠地区第 30 分団	横須賀市長坂 4 丁目 1 番 8 号
34	横須賀市消防団　長井地区第 31 分団	横須賀市長井 5 丁目 20 番 24 号
35	横須賀市消防団　長井地区第 32 分団	横須賀市長井 1 丁目 9 番 17 号
36	横須賀市消防団　長井地区第 33 分団 1 班	横須賀市長井 2 丁目 2 番 32 号
37	横須賀市消防団　長井地区第 33 分団 2 班	横須賀市長井 2 丁目 11 番 11 号
38	横須賀市消防団　長井地区第 33 分団 3 班	横須賀市長井 3 丁目 10 番 38 号
39	横須賀市消防団　長井地区第 34 分団 1 班	横須賀市長井 5 丁目 2 番 5 号
40	横須賀市消防団　長井地区第 34 分団 2 班	横須賀市長井 5 丁目 10 番 31 号
41	横須賀市消防団　長井地区第 35 分団 1 班	横須賀市長井 5 丁目 26 番 5 号
42	横須賀市消防団　長井地区第 35 分団 2 班	横須賀市長井 5 丁目 34 番 4 号
43	横須賀市消防団　長井地区第 36 分団 1 班	横須賀市長井 6 丁目 8 番 21 号
44	横須賀市消防団　長井地区第 36 分団 2 班	横須賀市長井 6 丁目 28 番 1 号
45	横須賀市消防団　久里浜地区第 37 分団	横須賀市久比里 1 丁目 4 番 11 号
46	横須賀市消防団　久里浜地区第 38 分団	横須賀市久里浜 5 丁目 2 番 8 号
47	横須賀市消防団　久里浜地区第 39 分団	横須賀市佐原 4 丁目 6 番 1 号
48	横須賀市消防団　久里浜地区第 40 分団	横須賀市久里浜 1 丁目 18 番 2 号
49	横須賀市消防団　久里浜地区第 41 分団	横須賀市久里浜 8 丁目 10 番 2 号
50	三浦市消防団　三崎地区第 1 分団 1 班	三浦市三崎 1 丁目 14 番 16 号
51	三浦市消防団　三崎地区第 1 分団 2 班	三浦市晴海町 8 番 7 号
52	三浦市消防団　三崎地区第 2 分団	三浦市三崎 5 丁目 244 番 2 号
53	三浦市消防団　三崎地区第 3 分団	三浦市三崎町城ケ島 466 番 8 号
54	三浦市消防団　三崎地区第 4 分団	三浦市三崎町六合 658 番 5 号
55	三浦市消防団　三崎地区第 5 分団	三浦市三崎町小網代 507 番 23 号
56	三浦市消防団　三崎地区第 6 分団	三浦市宮川町 14 番 36 号
57	三浦市消防団　南下浦地区第 7 分団 1 班	三浦市南下浦町上宮田 1185 番 6 号
58	三浦市消防団　南下浦地区第 7 分団 2 班	三浦市南下浦町上宮田 2098 番地
59	三浦市消防団　南下浦地区第 8 分団 1 班	三浦市南下浦町金田 985 番地
60	三浦市消防団　南下浦地区第 8 分団 2 班	三浦市南下浦町菊名 162 番 4 号
61	三浦市消防団　南下浦地区第 9 分団 1 班	三浦市南下浦町松輪 351 番 3 号
62	三浦市消防団　南下浦地区第 9 分団 2 班	三浦市南下浦町毘沙門 1460 番 2 号
63	三浦市消防団　初声地区第 10 分団 1 班	三浦市初声町和田 2631 番 1 号
64	三浦市消防団　初声地区第 10 分団 2 班	三浦市初声町高円坊 1092 番地
65	三浦市消防団　初声地区第 11 分団 1 班	三浦市初声町入江 245 番 1 号
66	三浦市消防団　初声地区第 11 分団 2 班	三浦市南下浦町上宮田 2539 番 4 号
67	三浦市消防団　初声地区第 12 分団	三浦市初声町三戸 1090 番 3 号